

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	4,145	原子力災害医療施設等整備事業費補助金
合計	4,145	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・岐阜県地域防災計画【原子力防災対策計画】

第2章－第12節－1 活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき医療資機材に関する情報提供を受け、放射線測定資機材、体表面汚染測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品等の資機材の確保・整備に努める。

(2) 国・他県の状況

- ・内部被ばくの線量評価を行うために必要な放射線測定器の整備は、原子力災害拠点病院の指定要件とされており、原発立地県及び隣接県において整備が進められている。

(3) 後年度の財政負担

- ・整備した機器の維持運用管理費については、国の原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の対象となる。

(4) 事業主体及びその妥当性

- ・保健医療計画上も原子力災害に対する医療体制の整備は明記されており、県が事業主体となることは妥当である。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
原子力災害発生時における医療提供体制確保のため、原子力災害拠点病院において必要な施設及び備品の整備及び維持管理を行う。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目標	達成率
ホールボディカウンタの整備数	0 (H28)	(H)	(H)	1 (R1)	1 (R3)	100%
	(R)	(R)	(R)	(R)	(R)	%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	原子力災害発生時における医療提供体制の確保のため、必要な設備整備及び備品等の維持管理を行うものであり、事業の必要性が高いと言える。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価)	

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 原子力災害の発生に備え、機器の保守点検や校正を行う必要がある。また、これらの機器が適切に扱えるよう、定期的に、関係者に対する研修や訓練を行っていく必要がある。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか GMサーバイメータ等の既存の測定器と併せて、令和3年度以降も定期的に点検・校正等を行っていく。
--